

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉フェロー称号授与規程

制定 平成17年6月1日 17規程第32号

最終改正 平成27年4月1日 27規程第47号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉フェロー（以下「名誉フェロー」という。）の称号の授与について必要な事項を定めるものとする。

(授与の基準)

第2条 名誉フェローの称号は、次の各号の一に該当する者に対して授与することができる。

- 一 フェローとして研究所に在職し、著しく顕著な功績があった者
 - 二 その他、研究所に在職した者であって、研究所の業務に著しく顕著な功績があった者
- 2 前項の規定にかかわらず、旧工業技術院に研究職員として在職したことのある者であって、理事長が特に認める者に対して、名誉フェローの称号を授与することができる。

(被授与者の決定)

第3条 理事長は、前条に該当すると認められる者があるときは、名誉フェローの称号を授与される者（以下「被授与者」という。）を決定する。

(称号の授与)

第4条 名誉フェローの称号の授与は、名誉フェロー記（別紙様式）を交付して行う。

(称号授与の取消し)

第5条 理事長は、被授与者がその名誉を汚す行為を行ったと認めるときは、名誉フェローの称号を取消することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により、称号の取消しを行う決定をしたときは、前条の名誉フェロー記を返付させるものとする。

附 則（17規程第32号）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（25規程第5号・一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（27規程第47号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

番 号

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉フェロー記

氏 名

生年月日

国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉フェローの称号を授与する。

平成 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長

印